

## 逐語録

(司会)

定刻になりましたので、ただいまから、北川原公園ごみ搬入路のこれまでの経過と市民参画による違法状態の解消策を探る検討会の発足などについての説明会を開催いたします。

本日は、酷暑の中、また大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、本日出席させていただいている職員を紹介させていただきます。

市長の大坪です。副市長の荻原です。総務部長の竹村です。まちづくり部長の岡田です。政策法務課長の永島です。緑と清流課長の高木です。ごみゼロ推進課長の小澤です。施設課長の細谷です。都市計画課長の浅川です。最後に司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋です。柱があって申し訳ございません。川鍋です。よろしくお願いします。

今回の説明会からですね、明星大学の伊藤雅春教授にご出席をいただいております。伊藤先生には、このあと説明いたします違法状態解消に向けた検討会で、都市計画や市民参画の専門家の委員としてご参加いただくこととなっております。違法状態の解消に至るまで、専門家として、また第三者的な立場で携わっていただこうと考えているところです。

また、本日は裁判の原告団の代表の方にもご参加いただいております。のちほど、ご挨拶をいただければと思います。

それではまず、配布資料の確認をさせていただきます。受付のときに、説明用のスライドと浅川水再生センターを位置付けた際に配布した昭和53年当時の広報、日野市・国分寺市・小金井市の可燃ごみ共同処理の覚書、最後にアンケート調査票、以上4点の資料をお配りしています。なお、昭和53年当時の広報は、下水道施設として都市計画決定した当時の状況がわかる資料としてお配りしたものとなっております。ご参考にしていただければと思います。資料はお手元にありますでしょうか？

本日は前のスクリーンを使って20分ほど説明させていただきます。

その後、質疑応答に入らせていただきますが、会場の都合もあり、遅くても15時半までには終了したいと思いますので、ご協力をお願いします。

本日の説明会は、手話による通訳が入ります。また、開催案内でもお知らせさせていただきましたが、オンラインによるライブ配信と後日録画配信を行います。個人が特定されない範囲で撮影させていただきますので、ご了承いただければと思います。

それでは始めさせていただきます。開催に先立ち、

(市民)

先に、聞いてもらいたいことがあるので、説明の前に・・・

(司会)

ちょっとすいません。最後に質疑

(市民)

最後だと・・・これからのことに係わることなので。先に訴えさせてください。

(司会)

すいません。それは最後にご意見とか質疑のときをお願いしたいと思っております。

逐語録

(市民)

本人が、訴えたいんだから、話してくださいよ。

(司会)

それはすいません。今回の説明会にご参加していただいている方は、この説明会をお聞きに来ていただいていますので、最後に意見質疑等

(市民)

聞かないってこと。

(司会)

説明が終わったあとに。

(市民)

説明に係ることだから、先に話させてほしいってことを言っているんですよ。市長は謝罪するでしょう。北川原道路建設のことについて。それに係ることですから、ぜひ。

(司会)

まずは説明をさせていただきたいと思っております。

(市民)

そうじゃなくて、話したいっていうんだから、先に話してもらったらいい。じゃあお願いします。

(副市長)

申し訳ございません。私どもの主催で、今回この手順を踏ませていただいて、説明会を開かせていただいております。で、お集まりいただいた方々については、この今日の流れでもございますけれども、きちんと質疑応答という時間をとらせていただいておりますので、その中ですいません、あの進行のご協力をお願いをしたい。その中でこちらの説明が終わった後、お集まりいただいた皆様方から、時間の許す範囲の中できちんと対応をさせていただくということですので、どうかご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(市民)

副市長、質問はその都度ね、終わることやっていかないと、まとめてね、伺うだとか、それはポーズですよ。

(副市長)

申し訳ございません。こちらの今日の仕立てについて、こういう形では進めさせていただいて、質問の時間も取らせていただきますので、

(市民)

そもそも、進め方がね、

(副市長)

申し訳ございません。せっかく来られた方もいらっしゃる中において、私どもの方の手順で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

(市民)

大事な話がしたいっていうだから、

逐語録

(市民)

話させてやればいいじゃんかよ。何分かかるんだよ、話すのに。何言ってるんだよ、お前。

(市民)

尻切れトンボになっちゃうんだから、時間がないって

(市民)

いいですか。

(司会)

すいません。あくまでも日野市の主催でございます。で説明をさせていただいた後にですね、そういう時間を設けさせていただいておりますので、何卒ご協力のほどをお願いしたいと思っております。

(市民)

そのやり方じゃダメだって言ってるんだよ。言わせてやればいいじゃんかよ。

(市民)

発言するにも勇気がいるんだよ。

(司会)

発言の場を設けないということを市の方が

(市民)

最後、時間がないって逃げちゃうだろ。いつもそうだった。

(市民)

いつも開いたっていう結果だけでさ。

(司会)

では質疑のときに、あの、まず一番初めに今ご発言をいただいている方にですね、

(市民)

質疑、どれくらいとってくれるんかい

(司会)

大体1時間ほど予定はとっておりますけれども、その中で最後の質疑の中で、やりとりをさせていただければと思っておりますけど、

(市民)

念頭に、最初に心構えのことは知ってもらいたいですよ。これまでのごみ搬入路の説明会でもそうでした。おかしいでしょ。

(司会)

わかりました。じゃあ、どうぞ。すいません。簡潔にお願いしたいと思います。

(市民)

今日はごみ搬入の説明会ということになっていきますけれども、そもそもこのごみの問題っていうのは、当初から反対意見が多数あったはずなんです。それを、無視して強行に進めてきたのが馬場市長であり、大坪市長なんです。しかし僕はもっと許せないのは、副市長をはじめ、部課長、市長を支えている部課長が、なんで暴走させるようなことをしてしまったの

## 逐語録

か。法律を見てください。あの搬入路、ごみの、公園の中に搬入路を作っていないなんてどこにも書いてないですよ。それを承知で、当時の、僕、環境共生部長に話しましたよ、法律違反だって。そのときの対応がね、僕は忘れられません。わかります、副市長。あなた自身がね、暴走させたんですよ。そして協定書の中に、市民参加と謳っていますけども、今日の司会でもそうです。主催だからといって、それを盾にとってね、こうした意見を聞こうとしない。住民参加型っていうんだったら、そういうとこだね、そういうところから膝突き合わせてやっていこうじゃないですか。私はそういうことをね、あらかじめ市長をはじめ、副市長、部課長、今ここにね、参加している職員の方に、その腹構えしっかりしていただきたい。こういう思いで今日は参加しています。よろしくお願いします。ありがとうございました。

(司会)

それでは始めさせていただきます。開催に先立ちまして、市長の大坪より挨拶をさせていただきます。

(市長)

本日は大変厳しい暑さのかまたお盆休みというお休み中、お忙しいところですね、本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。北川原公園のごみ搬入路裁判でございますが、昨年の令和4年9月8日に最高裁判所にて上告受理申立てが不受理となり、二審の東京高裁の判決が確定しました。市としても、私自身としても、本件通行路の設置は、3市共同のごみ処理の流れの中で、地元の方と話をしながら、地元の長年の思いを実現することができたもの、違法ではないと考えて総合的な政策判断に基づき行ったことであります。しかし結果として、都市計画を変更せずに通行路を設置した、その私の判断、行為が市に損害を与えたとされました。市民の皆さま方、特に北川原公園周辺の方々には、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

思い返せば、平成25年に私が市長に就任する際に、馬場前市長が決断した、3市共同での廃棄物処理の広域化の方針を引き継ぎ、事業を進めてきました。当初は、本件通行路については、地元の皆様の思いを酌んで、将来公園として整備するという都市計画に則した、公園内の通路も兼ねる「公園兼用工作物」として整備する考えでありました。平成27年に具体的な配置図の案ができた段階で、関係官庁から兼用工作物には当たらないと、その方針が否定されたところであります。本来であれば、このタイミングで一度立ち止まって、住民の皆さまの意見を聞きながら、都市計画について再考するべきであったと思います。しかし、3市のごみを溢れさせてしまっただけではならないとの思いから、今振り返れば、都市計画法等の趣旨を見誤り、このような手法を採ってしまい、結果的に、その甘い判断が今回の事態を招いてしまった。今回の事態、市政に混乱を招いてしまったことについて深くお詫びを申し上げます。

今後は、判決の趣旨、法の趣旨を重く受けとめ、都市計画と異なる施設を設置した、その違法状態の解消に向けて、また、北川原公園の未来と搬入路の検討を、誠心誠意力を注ぎ、取り組んでいきたいと考えています。

これまで、市民のみなさまには広報等を通じてお知らせするだけでありました。今回、判決

## 逐語録

から時間が経ちましたが、市民のみなさまにご説明させていただく機会を設けたところでございます。なお、本日は原告団の方にもご出席をいただいております。このあと、あいさつをいただきますので、本日はよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、本日ご参加いただいております原告団を代表して、窪田様からご挨拶をいただきたいと思っております。窪田様、よろしくお願い致します。

(原告団代表)

原告団の一人であります、代理人でありました窪田でございます。

「北川原公園内に設置されたごみ搬入路が違法である」として違法支出に対する市長個人の責任を求めた住民訴訟は、2020年の11月12日に東京地方裁判所判決と、21年12月15日の東京高等裁判所判決において市民の訴えが認められ、22年9月日野市長の上告受理申し立てが不受理となって確定しました。その後、日野市議会は、市長の個人責任の免責議決をし、市長は別途金銭責任を負うという結果になって金銭賠償問題は終結しましたが、判決は、「都市計画が行政をしぼる」あるいは「都市計画を使って市民が行政に提言する」という貴重な先例になったと思っております。これを受けて行政の積極的対応がこの説明会としてスタートしていると原告団は理解していると思っております。考えてみますと日野市石田地域は、土方歳三の生家やその墓所のある石田寺のある地域で、観光スポットにもなっていますけれども、ごみ焼却施設、し尿処理施設、下水道施設、判決ではいわゆる嫌悪施設と表現していましたが、これらが集中する地域でもあります。日野市の下水道の終末処理場が石田地域につくられる計画は、1978年、昭和53年11月に決まりました。当時、森田市長は、今日は広報で配られていますが、「この事業を達成する力は、全市民の決意と合意を結ぶまごころである」、「ゴミとし尿処理場も同じ地域にあるのに加えて下水処理場を持ち込むのかと被害感と不満感が地域感情となっている」状況の下で、「環境を根本的に良くする対策と、日野市の玄関にふさわしいまちづくりを進める」と公約して同地域の区画整理事業と北川原公園計画を打ち出したのでした。今回の裁判は、この原点を再確認する重要な機会となったと考えております。

原告団は、判決確定後直ちに、搬入路の公園外への設置等を日野市に求めました。日野市は、極めて迅速且つ積極的に対応され、判決確定の翌月には、原告団と合意し、「北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのゴミ搬入路の設置が求められていることをふまえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。市民参加、市民合意の下に検討を進める。」等4項目の合意を結びました。原告団も、この合意を実現するために日野市との協議を重ねて、今日に至りました。

日野市は今、これまでの経緯と北川原公園づくりを阻害しないごみ搬入方法の検討について、地元の方々はじめ全市民に向けて説明と対話に乗り出したわけでありまして、今日がその説明会3回目でございますが、今日の説明と意見交換の場は重要な機会でありまして、どうぞ積極的にご発言いただければと思っております。私たちは、この市政の新しい積極的な方針が、ごみ搬入路を公園外に設置し北川原公園づくりを大きく前進させる重大な決断である

## 逐語録

と受け止めています。

市と原告団の合意書は、第2項目、第3項目で、新設した可燃ごみ共同処理施設は石田地区から「30年間で撤退する」との地元住民に対する約束を守ること、そのために、小金井市、国分寺市との協議をすみやかに開始するとともに、日野市民もまた、この約束を守る責任を共有し、ごみゼロ社会の実現に向けた抜本的なごみ減量の取り組みを進めることをうたっています。本日は、この点についても忌憚のないご意見を交換され、市民と行政が語り合う、貴重な場としていただきたいと思います。ゴミ搬入路問題を日野市と市民の自治的な努力によって解決し、市民の共同で魅力ある北川原公園をつくる機会となるように、また、30年後を展望したごみ処理の在り方とまちづくり全体を行政と市民の共同で大きく前進させる機会とするために、原告団も全力を尽くしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、説明に入らせていただきます。前のスクリーンかお手元の資料を見ながら説明をお聞きください。それでは、市長お願いいたします。

(市長)

【スライド3ページ】

それでは着座にて説明させていただきます。

まず、はじめに、これまでの経緯でございます。北川原公園のごみ搬入路については、日野市、国分寺市、小金井市の3市による共同処理施設の建設とともに、検討してきた課題がありました。日野市内も含め、3市の可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路として、北川原公園予定地に暫定的に設置したものであります。この通行路の設置は、暫定的であっても、都市計画法に違反するとして提訴され、住民訴訟として争ってきたもので、昨年9月に最高裁で上告不受理となり、市の敗訴が確定しました。今回の説明会は、この判決を真摯に受け止め、まずは、この裁判がどのようなものだったのかを、市民の皆様にご説明させていただき、ご理解いただくところから進めていくべきと判断し、開催させていただきました。

【スライド4ページ】

次に、公園、搬入路及び周辺の状況についてでございます。まず位置関係を確認したいと思います。こちらの図面は、上が国立方面、下が八王子方面で 上部に多摩川 中央下から右上にかけて浅川が流れています。多摩川上流側から、北川原公園、公園を分断する形で日野バイパスが通り、その右の多摩川下流側が浅川水再生センター、さらにその右の下流側の合流点付近がクリーンセンターとなります。

【スライド5ページ】

まず、クリーンセンターについて説明させていただきます。クリーンセンターは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理や分別を担っている施設でし尿処理も行っています。昭和の30年代ごろから、ごみの収集や処理は、住宅密集地域や大規模な住宅団地が出てきたことによ

## 逐語録

って、個々の処理から一括した収集、処理が必要となってきました。また、し尿処理は、農家の肥料として利用していましたが、畑だけでは処理しきれず、また化学肥料の普及によって、肥料としての需要が減り、処分に苦慮し始めていました。このような状況から、昭和34年に日野市衛生処理場を設置し、一括してごみ焼却、し尿処理を開始したのが、クリーンセンターの始まりであります。昭和48年には、地元の皆様と協議する場となる地元環境対策の会議体も発足しています。そして昭和60年に、現在の日野市クリーンセンターに名称を変更し、人口増加に併せて処理量や施設規模も拡大し、現在に至っております。

### 【スライド6ページ】

次に、浅川水再生センターについてでございます。急速な都市化に対応するため、流域下水道施設が必要となり、地理的、地形的に適地であると判断されて、この地域が選定されました。今日、会場にお越しの方には、昭和53年に発行した広報をお配りしています。当時の状況や背景、施設概要がわかる資料となりますので、ご参考にいただければと思います。このような背景から、浅川水再生センターは昭和54年1月に東京都の流域下水道施設として都市計画決定されました。昭和55年には事業が認可され、昭和62年から建設工事に着手し、平成4年から運転を開始しています。

### 【スライド7ページ】

続きまして、北川原緑地と北川原公園についてでございます。この図面は、緑地と公園の位置を示しています。浅川水再生センターが計画される前は、下流側に北川原緑地がありました。

### 【スライド8ページ】

浅川水再生センターの用地は、昭和36年から北川原緑地として、都市計画決定がされてきました。昭和54年に流域下水道施設として都市計画決定したことは先ほど説明しましたが、それに併せてこの北川原緑地は廃止することとなりました。ただし、クリーンセンターでの、ごみ、し尿処理や浅川水再生センターでの下水処理など、いわゆる迷惑施設が隣接されており、周辺地域の環境改善を図るためには、緑地や公園等の設置が必要であるとし、新たに北川原公園として都市計画決定しています。この北川原公園については、日野バイパスを挟んで、下流側は浅川水再生センター用地として、東京都が用地取得をしています。また、日野バイパスの上流側は、昭和58年9月より日野市が用地取得をしており、平成18年に完了しております。

### 【スライド9ページ】

次に、ごみの搬入についてでございます。この図面はごみの搬入ルートを示しています。青い矢印は、浅川堤防ルートで、モノレール通りから新井橋北側のクリーンセンター入り口交差点を右折左折し、浅川沿いを通るルートとなります。赤い矢印は、多摩川堤防ルートで、日野バイパスから北川原公園のごみ搬入路を経て、多摩川沿いを通るルートとなります。20号バイパスの上り方面側は、日野市の入口、小金井・国分寺2市の出口となります。また、下り方面側は、日野市の出口、小金井・国分寺2市の入口となります。

### 【スライド10ページ】

## 逐語録

こちらは、現在の北川原公園の概略図となります。図面の左側が八王子方面で、右側が国立方面となります。国道20号バイパスの上側が北川原公園で、いろいろな広場があり、駐車場も整備されています。また下側は、市が東京都から借用し、北川原広場として一般開放しています。黄色い線は、収集車がごみ焼却施設に向かうルートとなります。また、緑の線は、ごみ焼却施設から帰るルートを表しています。

### 【スライド11ページ】

次にごみの搬入状況でございます。3市による可燃ごみの共同処理は、令和2年4月より本格稼働しています。3市の共同処理以前は、すべてのごみ収集車は浅川堤防ルートを通って搬入しており、一日当たりの平均では、約160台のごみ収集車の往来がありました。3市の共同処理以後は、これまでの浅川堤防ルートを通行する収集車は、日野市の不燃ごみや資源ごみの収集車のみとなりました。現在、一日当たりの平均では、約90台の収集車が往来しており、以前と比べ、約70台の低減が図られております。また、日野市も含めた3市の可燃ごみの収集車は、多摩川堤防ルートから搬入することとなっております。現在、一日当たりの平均では、約170台のごみ収集車が往来しており、両ルートあわせて、一日当たり平均約100台増えている状況でございます。

### 【スライド12ページ】

次に、今回の裁判の経過や流れについて、詳しく説明いたします。北川原公園予定地にごみ搬入路を設置した背景としましては、やはり3市での共同処理を決定したことが大きな要因となります。しかし、3市での共同処理の話が出る以前から、搬入ルートについては大きな課題がありました。市では、長年、周辺地域の皆様との環境対策について対話をしてきていますが、平成17年に当時の協議の場であったクリーンセンター地元環境対策委員会において、従来の浅川堤防ルートを変更するよう要望を受けていました。喫緊に迫った2市の可燃ごみを受け入れるにあたり、周辺の住宅地に配慮する必要があり、また地元の要望にも沿うことから、北川原公園予定地に共同処理の期限である30年間の暫定措置として収集車の専用路を設置しました。その後、この専用路については、公園の機能も兼ねられるよう計画を策定し、公園兼用工作物として供用を開始しており、現在に至っています。

### 【スライド13ページ】

この市の対応について、今回ご出席いただいている原告団の方々から、「都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置したことは都市計画法違法である」「市長の裁量権を逸脱するもので、このごみ搬入路に公金を支出したことは違法である」として、住民監査請求が出されました。その理由は、先ほど説明した北川原公園を位置付けた背景には、迷惑施設が集中するこの地域に対する感謝の意が込められており、ごみ搬入路の設置は地域の環境改善にはならず、また公園機能とも両立はしない、としています。住民監査請求とは、市に不当な会計行為等があるときに監査を求めることができる制度であります。今回の住民訴訟の前提となるものです。また、監査結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。住民監査請求では、日野市の監査委員による監査が行われ、その結果、住民側の請求は棄却されています。このため、次の段階として、住民訴訟に移っていき、今回の裁



## 逐語録

判となりました。

【スライド14ページ】

次に判決についてでございます。1審、2審とも市は敗訴し、市は控訴及び上告し最高裁まで進みました。2審の判決内容は、「原告側が主張されていた、都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反であること」、二つ目に「市に対しては、搬入路を設置したことで市に損害を与えたとして、市長個人に約2.5億円の支払いを請求せよ」というものでした。理由としましては、通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言いがたく、また、30年間の使用は暫定的な利用と言えない。このため、通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきである、というものでした。そして、市は最高裁に上告し、令和4年9月8日に不受理となり判決が確定しました。

【スライド15ページ】

この判決が確定したことにより、現在の公園内の搬入路は違法状態となりました。この判決結果を受けて、市としましては、立ち止まって検討すべき時期があったが、3市のごみを溢れさせてはならないとの思いから前へ進めてきており、そのことを深く反省しなければならないと考えています。また、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方という問題に大きく関わるものとして受け止めているところでございます。このような反省や市の受け止め、また北川原公園及びごみ搬入路が違法状態であり早期の解決が必要であることから、令和4年10月に市とこの裁判の原告団との間で合意書を取り交わすこととなりました。この合意内容に沿って、都市計画法における違法状態の解消に取り組んでいくこととなります。

【スライド16ページ】

次のスライドが原告団と取り交わした4つの合意項目となります。1つ目は、北川原公園の歴史的経緯から、同公園の早期実現と搬入路の公園外への設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討すること、また、広く市民や研究者、専門家を募り市民参画、住民合意のもとで検討を進めること、としています。今回の説明会は、広く市民を募り、また市民参画や住民合意の前提として、市の説明や理解していただく努力も足りない判断し、開催しているものとなります。2つ目は、3市の可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信感、住民同士の意見対立を招いてきたことを市長として深く反省し、日野市から概ね30年間で撤退することを3市で再確認し、すみやかに協議を開始すること、3つ目は、脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめること、4つ目は、確定した判決の内容、及びこの合意書に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求め、またその際、判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくること、となっています。

【スライド17ページ】

次に市長個人に対する約2.5億円の請求についてでございます。こちらにつきまして、約2.5億円の市の債権を放棄する議案を令和4年第1回日野市議会臨時会に上程しています。

## 逐語録

この債権放棄の議案を上程した理由については、本件契約締結については、あくまで日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートの沿線住民の安全安心の確保と、住環境の保全を図るために行ったものであり、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益は得ていないため、であります。この議案については、議会の中で慎重に議論を尽くしていただき、その結果として、全会一致で可決していただいております。これにより債権は放棄させていただくこととなりましたが、市長として責任がなくなったわけではありません。このような事態となり、市政に混乱を招いてしまったことについては、重ねてお詫びするとともに、深く反省するところです。

【スライド18ページ】

最後に、今後の取り組みについてでございます。一つ目として、まずは市民のみなさまへの周知と説明を行います。今回の件を市民の方々に丁寧に説明することが重要と判断しています。北川原公園周辺4自治会地区の住民の方々については、4月25日に説明会を開催させていただきました。また、クリーンセンター地元5自治会地区の住民の方々についても、5月25日に説明会を開催させていただきました。今回の説明会は、市民の方を対象としたもので、多くの市民の方にご参加いただけるよう市内の全中学校で開催していきます。また、ご参加いただけない方、他の会場の様子を知りたい方は、すべての説明会を動画配信しますのでご覧いただければと思います。

【スライド19ページ】

二つ目として、違法性解消に向けて検討会を設置していきたいと考えています。構成員としては、研究者や専門家を含めた会議体を組織し、市民参加、住民合意をもとに進めてまいります。検討にあたっての方針としては、一つ目として「早期に違法状態の解消を図ること」二つ目として「行政に対する信頼を回復すること」三つ目として「新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないこと」を念頭に取り組んでいきます。また、検討方法については、様々な方策を提案いただき、それを検証していきます。その提案の中から、技術面・財政面など総合的に解決策を導き、住民の合意形成を図っていきます。私からの説明は以上となります。このあと、検討会の詳細について、緑と清流課長より説明させていただきます。

【スライド20ページ】

緑と清流課長の高木でございます。私からは、今後取り組んでまいります検討会についてご説明させていただきたいと思っております。検討会につきましては、10月の発足を目指して進めていきたいと考えております。任期につきましては、令和5年10月1日から令和7年3月31日までとなります。おおむね月1回程度の頻度で開催し検討を進めてまいります。また、会議は今回と同様にオンラインでライブ配信をして多くの方々にご参加いただきたいと考えているところでございます。検討会の委員といたしましては、市民参画、都市計画、公園、景観等の専門家、原告団代表、周辺住民の方、公募市民と市関係部長を予定しているところでございます。この説明会のお知らせと併せて、検討会の市民委員を8月末まで募集しております。ご興味のある方は、ぜひご応募いただきたいと考えているところでございます。今回ご出席いただいている伊藤先生も市民参画や都市計画の専門家としてご参加を

## 逐語録

いただくこととなっております。

【スライド21ページ】

続きまして、検討会における検討プロセスでございます。まず、ステップ1といたしまして、課題解決につながる方策を委員のみなさまからご提案をいただきたいと考えています。ここでは、ごみ搬入路の違法状態を解消できる方策を様々な角度からすべて洗い出していきたいと考えています。そのうえで、ステップ2として、ステップ1で出されました方策の一次選定を行ってまいります。ここでは、実現の可能性や費用などの概略により、実現性のある方策に絞ってまいります。次に、二次選定といたしまして、一次選定した方策について、より詳細に比較・評価し、最適案を導き出してまいります。一次選定や二次選定においては、影響のある北川原公園周辺の方々のご意見やご要望も伺いながら行ってまいりたいと考えているところでございます。

【スライド22ページ】

最適案が示されましたら、次の段階といたしましては、周辺地域はもちろん市民全体での合意形成が必要であると考えています。ステップ4では、検討会でこの合意形成をどのように行ったらよいのかも、ご議論いただきたいと考えています。その議論を踏まえまして、ステップ5として、合意形成を図ってまいります。一定の合意形成が図られましたら、市で最終的に解決策を決定するとともに、速やかに解決策に基づいた手続き、事業を実施し違法状態を解消していくこととなります。検討会では、少なくともステップ4までが役割となっております。私からの説明は以上でございます。

(司会)

これより、質疑応答の時間とさせていただきます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、一問一答という形でさせていただきたいと思っております。なお、手話による通訳をさせていただいておりますので、なるべくゆっくりとはっきりとご発言いただきますようご協力をお願いしたいと思います。それでは、ご質問ご意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか？

真ん中の・・・

(市民)

私は新井自治会の阿部といいます。煙突より約500mぐらい対面してる右岸に住んでおります。日々、清掃工場を作ることを見て、見るだけで過ごしてきましたけども、最初はここで、あの時地元の3市のごみの説明会があったんですけども、ちょうど市長選の始まる年でした。馬場市政から今の市長に変わる年でした。春に説明があったんです。その時には、周辺自治会、5地域、5つの10自治会があって、その5自治会と合意を結んで、建設していくんだという話がありました。ところが結果として、一つの自治会とも合意なく、未だに建設されちゃった方がいい。そして建設するときには、東部会館で、建設の説明会がありました。それは、土日は休みで、朝8時だか9時から、遅くとも夕方の6時にはやめるんだよという、一般的な建設計画の市の説明でした。ところが、それが、土日は

## 逐語録

やるわ、時間も真夜中まで投光器をつけてやるわ、全くもって約束事が守れなかった。このような、住民不在のやると言っていたこともやらないで、工事を進めて、ごみをあふれさせちゃいけないと言って、作ったのが今回のことです。住民自治とか、住民合意とか、住民参加なんていうことが一つも感じられませんでした。この中でですね、市は立ち止まって検討すべき時期があったからなんて、言葉尻よく書いておりますが、とんでもねえ、立ち止まるなってことじゃなくて、もう突貫工事で、進めよ進めよゴーゴーで、やってきたのが事実です。今回の北川原公園の工事を進めるについて、追加工事で1億何千万も、最初の工事の倍も追加工事をしてですね、そこから油が出てきたとか、庭石が出てきたからなんていうことで、そんなの買うときにちゃんと調べてですね、その汚染物質があるところは、もとの地主に請求しりゃいいじゃないですか。それを怠って、突貫工事をして、市が負担したりして、二重三重に工事を進めたわけなんです。庭石をどう処分したか知らないけど、地盤改良をどうやったか知らないけども、そんなこと旧地主が調べればわかるし、汚れた土を市負担で、適正にしたんだか知らないけど、そんな疎かっていうかな。納得できないような追加工事ね、1億何千万もして北川原公園にああいう檻みたいなものを作ったと。そして、市長は1年分の報酬全額相当分を返納するからって、全会一致だという金科玉条のごとくかかっているけれども、会派全員の賛成だなんて、これ、それには止むもやられず市長個人をしすぎたら申し訳ないという、仲間意識的なものがあったんじゃないかと私は想像するんです。市長は本当に2億5000万払っても余りあるもんだ、そんなもんで済むはずじゃないんだよね。1年分の報酬というのは、浅川清流組合の中に議会というものがあります。3市の協議体の。その報酬というのは、一体、議長の報酬はいくらで、それも報酬が全額相当をもらわないってね、月に月当たりでも何でもいいからいくらぐらいなのかと。これも含まれるのかも明確にご回答いただきたいんです。全くもってやるせないです。以上をもってですね、私の質問を終わりますけど、まあやってきたことが、なんていうかな一つの自治会も合意できなかったんだから、全くもって、住民参加なんていうのは、口先ばかりのことであって、今更また住民参加でやるなんていうんだから信じられないんですよ。地元の代表者とともにやっていく、地元の代表者の決めるっていったって、そこに浅川清流組合が、自治会に案を持ってですね、こういう組合を作ってほしいと。団体を作ってほしいと自治会に要請して、市が案を作ってですね、そして、こういう組織を作りたいんだけどもということ、私が自治会にこの案っていうのはどうしたことだと質問しても市を通さないとわかんないみたいなこというわけなんです。まったくもってね、自治会に市が介入してくるといのはおかしいことであってね、まったくもってこのやり方は納得できない。そして、団体も我々の住民の意見を聞く振りをしてるっきりで、市の意向に沿った形で、聞かざるまま住民の意見なんて吸い上げない。そういう組織なんです。環境、環境対策委員会っていうのも、新井自治会にあります。しかし、それすらも全く中の条文は、その規約は市が押し付けたような規約であり、何年も同じ人がやって意見を吸い上げない組織となっております。こういうものも、また母体にしてですね、やっていくんだと、第1ステップから第2ステップなんて説明ありま

## 逐語録

したけど、そんなことをやられたんじゃない。全く住んでいる人の意見が吸い上げられない。聞いてくれないんだから、聞いても、意見出しても、環境対策委員会自体が、機能してないから、吸い上げてくれないんですよ。自治会の皆さんに知らせてくれと言ったって、個人的な意見ですからそういうものは発表できませんと。その代わりに老人クラブみたいな意見は、学校だよりみたいなものは、バンバン回覧板で流れるんだけど、意見を言わしてもその意見が枚数がその組の枚数を知って、こういう意見があるか回してくれと言ったって、回覧板で回してくれない、こういう組織なんですよ。これを使ってまたね、第1ステップだか第2ステップだか第6ステップなんていうんで、最後に説明ありましたが、検討会についてやるなんて言ってるけども、また同じような住民不在のやり方になっていくだろうと私は思っております。ぜひこういうことを、あの対策委員会の組織から改めていただきたいと思えます。以上です。

⇒(市長)

いろいろと不信感を持たれるというお話を伺いましたし、当時の施工の過程における市側の説明と違った実態だったということは深くお詫び申し上げます。また今後の住民、住民参加、説明ということは今ご指摘いただいたことを、反省した上で今後という形でこういう形で再スタートするというところでやらせていただきますのでどうかそれについてはご理解いただき、ごいっしょいただければというふうに思っております。それからご質問で報酬の話をいただきましたかね。でよろしいですかね。報酬、市長の報酬は年間約1600万円ほどですね。それが1年間です。それから浅川清流環境組合の議長云々そちらの方はまた、別の話でありますんでそちらの方は、今回のいわゆる債権放棄とはまた別の話でありますけれども、浅川清流環境組合の方から何百も出るとはございませんですね。私自身が浅川清流環境組合の管理者としていただいているのは、月々4、5万円でしたか、ちょっと金額正確に覚えておりませんが、4万4000円です。以上です。

⇒(副市長)

あとすいません。私の方から北川原公園の追加工事で、いわゆる土壌中からいろいろ油が出てきた云々というご指摘もいただきました。なかなか履歴がですね、追いかけることができずに、ただできるだけの、もう既にあそこで操業していたであろう会社、当時ですね、それからその土地の一筆一筆の現在の方、当時の所有者の方また現在どうだということも調べる中で、既に会社としてはもうそこは会社は、解散をしてしまっているというようなことで、どこまで追い詰めることができるかということいろいろ悩んだ末にですね、やはりそのところまでできないというようなことで、少しその部分でですね、負担がかかってしまいましたけれども、手続きとして進めていこうという考え方はありましたけれども、そこに至らなかったというところで、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。私から以上でございます。

逐語録

(司会)

よろしいでしょうか。では、

(市民)

すみません。本日は、このような場を設けていただきありがとうございます。ちょっと今回の件を考えてみたんですけど、この施設が必要か必要じゃないかみたいな話って結局感情論とかになって水掛け論になるのかなと思っています。今回の問題っていうのが、結局2.5億を払いましょうという裁判で判決が出た、その後、市として債権放棄しますっていうふうにしたのが一番問題なのかなと思っています。市としての手続きとしては正常な手続きだったと思うんですね。ただ裁判で払えって言われたってことは、それは駄目だよねって言われたってことじゃないですか。それ駄目だよねって言われたことを、手続きが正常だから、ルール上問題ないからといって、工事をしているのか、それで、ルールでは問題ないけど、モラルとしてはどうなのかということだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

⇒(市長)

はい、当然債権放棄は法的に定められている手続きを踏んだという意味である、だったかなと思いますし、その抵触しない形で行ったということでもあります。当然モラルとして、私自身がこういう問題を起こし、そして市に損害を与えたという判決をもらったわけがありますから、当然、モラルの問題としては当然、その問題について責任は重く感じなければならぬと思っています。

(市民)

判決を受け止めてっていう話もあったんだけど、今、責任を、っていう話。何をどう受け止め何をどう責任をとるのか。あの、払えない、ちょっと個人が背負うには2.5億重いなみたいな話で、それを、債権放棄しましょうって話になったと思うんですけど、別に分割でもいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

⇒(市長)

分割で払える金額ではございませんし、自己破産することもあり得ますよね、そういうものにはね、払えないとなれば。ただ先ほど説明申し上げましたように、個人の利得のためにやったことではないということでの債権放棄のルールに従って放棄をさせていただいたということでもあります。責任取り方は、この問題の違法性の解消ということについて、これから全力を挙げていくということで責任を果たしていくしかないのかなと考えております。

(市民)

さっき、1600万って話ありましたけど、例えば、年300万もあれば多分普通に贅沢しなきゃ暮らせると思うんですね。1300万円ずつを毎年返してって、10年で1億3000万ですか。20年ぐらいたったら返せるんじゃないすかね。どうでしょう。

⇒(市長)

それだけの収入や資力がございませんので返せないですね。

## 逐語録

(市民)

だって、収入1600万あるでしょ。

⇒(市長)

それは私がずっと現職です、10年20年市長をやるのが前提になっちゃいますよね。

(市民)

だから、頑張ってください。年300万で頑張ってください、それが責任の取り方かなと思うんですよね。どうでしょう。

⇒(市長)

申し訳ありませんが、ちょっとそこまでは、難しいかなと考えました。

(市民)

何をもって難しいと。どうぞ。なぜ難しいんですか。300万あったら普通に生活できますよね、皆さんね。全然できますよ。

⇒(市長)

市長やっている間はそうかもしれませんが、その後は年金生活者になって1000万以上負担するのは難しいですね。

(市民)

そしたら、その分ちょっと減額すればいいと思うんですけど、返す額を。それで継続して返していけば、それこそ誠意を見せる、反省、それに対する責任っていうものの表れなのかなと思うんですけども、いかがですか。

⇒(市長)

それは当然一つの考え方で、そうだろうというふうに思いますが、今回の場合は私がこういう形でルールにのっとって、手続きをした上で責任を果たしていきたいと考えているところでございます。

(市民)

結論としてルールに則っていから、モラルの問題は、私も気にしませんよと。そういう結論でよかったでしょうか。

⇒(市長)

基本的に支払えないものについてはどうにもならない話でありますから、それについてはいろんな手法でやるしかないわけですね。長年にわたっての話はなかなか難しい、債権の取り立てにあってということになると、生活もできない状況になりますので、今回難しいなと思いましたが、また、今回の債権放棄については、法に従ったルールに基づいての話であります。そしてそれが、仮にモラルに抵触するのであればそれは債権放棄については、違法の裁判の申し立てもできる話でありますので、そうならないような形にはなっているかなと思っております。

(市民)

## 逐語録

最初に戻ったんですけど、別に法に触れているとは言ってないルール通りだと言っています。ただモラルの問題と言っています。最近でも増えているんですけども、悪徳商法とかね最近また増えているんですけど、あれって、違法性のものはもちろん駄目ですけど違法性ないもの、ぎりグレーなものも結構あったりするんですね。でもモラルでは駄目じゃないですか。そういうの、悪徳商法であっても違法性ないからOKだねって言ってるのと今同じに聞こえてしまうんですけども、どうでしょう。

⇒(市長)

悪徳商法といいますか、この問題っていうのは結局、行政としてごみの問題の解決のためにやったことでありますんで、それについての違法というのは確かに違法でありますけども、そのための違法性解消に取り組むということでモラルの責任を果たされると思っております。

(市民)

行政がやったことではなく、裁判で出た結果に対して、放棄したことについて言っています。

⇒(市長)

それはでも悪徳商法と比較されるのはちょっとどうかなというふうに思いますね。

(市民)

でも同じようなニュアンスなんですよね、結局は。なっちゃいますよということです。責任の取り方、お話を聞いていると責任の取り方、今度前向きにこうしていきましょう、いいんです前向きにこうしていきましょう。でも自分がやったことに対する責任というのをどういう形で取っていくのかっていうのが明確に示されていない。ということは、自分のやったことっていうのはそのままやむやにするのかどうかかわからないですけども、前向きに、っていう姿だけを見せて、そのままフェードアウトしていこうっていうように見えてしまうんですけどもいかがでしょうか。

⇒(市長)

フェードアウトをするというよりは、基本的に債権放棄をされたけれども、1年間の年間の報酬を差し出した上で、今後の搬入路の違法性解消に向けてやっていくということでもありますんで、それはフェードアウトというふうには言わないと思います。

(市民)

なんでお金返さないですか。普通に。だって、千何百万も最低限の生活に必要なと思うんですけどね。どうしてもお金返したくないということですね。わかりました。ありがとうございます。

(司会)

ちょっと順番でよろしいでしょうか。先に。すいません。

(市民)



## 逐語録

この地域ではないんですけれども、元原告団として、こちらの地域に入ってお尋ねしたことがあります。その一つは、環境保全協定なるものを、この周辺4自治会では、対岸の新石自治会を含めて、周辺の5自治会では、環境保全協定を結んでおります。その保全協定について、今後5条2項という項目がありましてそこは、公園の中を道路を使ってごみの搬入をするという条項なんですけれども、ここのところについて、何か検討してくださいというような要望が来ているかどうかを確認させていただきたいのが一つと、もう一つ、原告団として以前に違法解消するということについて、違法性解消のための合意4項目を設置して、原告団と日野市は協力関係で解消していくということをやっておりましたけれども、その1項目めについては、違法解消については、いろいろ方策があるかと思いましたが、その中でね、元々その他市のゴミを受け入れてなかった状態と、もう既に受け入れてしまった状態とでは状況が違うということは認識しておりますけれども、やはりそのところを、合意書というのは、その違法性解消が大前提で、4項目合意しているんですね。そのことについて、この前の11日の説明会、三中での説明会では、市長さんは違法性を、違法を解消して、公園の整備をするというご発言がありました。私が原告団で参加している当時はですね、その違法性を優先してくださいよ、違法性解消を優先してくださいよ。公園づくりはその後でしょうっていうようなことを発言しているんですけど、その日野市の責任でもって解消して、期限を定めて解消する策を出してくださいって私は申し上げております。その件について、市長さんがその11日の三中の中で違法性解消するとおっしゃったんですね。私は、これはもうオヤって思って、心の中では喜んだんですけど、ただ期限を定めてくださってないんですよ。ここのところを具体的に真摯に受け止めていただいたならば、期限もこの令和7年でなくて、もっと早くできないものだろうか、ここのご相談ということで、私は検討会に出られる立場にないかと思っておりますので、ぜひ7年を待たずにもっと早く、解消策を具体化していただけたらありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。期限を早めることができるかどうか、お答えいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

⇒ (市長)

最初のご質問で、環境保全協定の中に搬入路の話が出ていて、この判決を受けてどうかというそういうご意見はずっと出ており、いただいております。それから2番目のプロセスでございます。先ほどステップ1から6までということでお話をさせていただきました。これも具体的になるべく早い方がいいと思っておりますし、普通にいけば平成5年10月から始まりますんで、どうしてもステップ6に行くまでには平成7年度ぐらいになってしまうかなという話であります。もちろん急ぎたいと思っておりますがただ、一刻も早く違法性解消しなければなりませんけれども、ただ稚拙に急いで合意にという話は避けなきゃなりませんし、様々な市民、案についての合意形成が必要でありますんで、どうしてもそこは一定の時間がかかってしまうのかなと思っておりますんで、なるべく急ぎたいと思っておりますけども、ちょっと今申し

## 逐語録

上げたようなもったいかに早めて具体的なという話をちょっとお答えできないかなと思っております。

(市民)

環境保全協定の中身を検討する予定があるかどうかですよね。検討してください、ではないですよ。検討する予定があるかどうか。検討してくださいじゃない。

⇒(施設課長)

先ほどお話ありました通り、あの環境保全協定の中に北川原公園通ってを原則とするという文言がありますので、もしこれが仮に検討会の中で、ルートが変わるといふ話があれば、その見直しはまた検討しなければいけないかなという話にはなると思います。以上です。

(市民)

恐れ入ります。すいません、です。短時間の間に、保全協定の中身っていうのは、3市で協働して処理するという大前提が盛り込まれております。その中で、北川原公園の道路を通って、ということが今問題になって9る違法道路、都市計画法違反の道路になるわけなんですけど、大前提となっている3市の共同っていうことに対して、五つの自治会がもう判子を押しているんですね。この判子押しているっていうことは、もう3市でごみ処理するっていうことが受け入れられているというようなことになってしまっているので、これが本当に5条2項を書き換えられたら、完全な保全協定に成立してしまうのでそうすると、新たに住民がね、他市のごみ受け入れをOKすることになってしまうので、お尋ねしているんです。そういう要望が出ているかどうかをお尋ねしています。いかがですか。今のお話ですと出てないということではよろしいですか。

⇒(ごみゼロ推進課長)

現状ではそういったご要望を承っているということは確認してございません。

(司会)

それでは他に、どなたか、

(市民)

すいません。要はですね、冒頭、進行する前にお話さしてもらいましたが、市の進め方、進め方に対するね、不信が相当あるんですよ。裁判で違法だったからとしても、本当に今荻原副市長が、公園のところからいろんなものが出てきたということが、会社が解散したということがね、市民の中にどれだけ伝わっています。情報開示どれだけしました。そういう情報を、こうしてわざわざ聞かないと、こういうことがわからないんですよ。予算あれだけ使いながら。しかもですよ、僕冒頭で言いました。僕は2億5000万年円のことについて、議会が債権放棄という形で決めました。しかし、私が冒頭言ったように、市長だけの責任じゃないって僕言ったでしょ。副市長それに、部課長は迷わず突き進んだ。副市長、部課長。それを止めることができなかった議会。それも共同の責任なんです

逐語録

よ。そういませんか。私はそういうね、共同の責任ということも、やっぱり念頭に置いた、2億5000万円の支払いの仕方っていうのを考えるべきだと僕は思います。しかも、今後ですね、例えばこんなことがありましたね。新石自治会の方にはゴミ袋を無償で払うだとか、支給するだとか、そういうことが行われていたのと違うんですか。やっていませんでした。そんなことやっていたんですよ。テスト期間だとか言ってやってたんじゃないの。

⇒(ごみゼロ推進課長)

ごみゼロ推進課長でございます。そういったことは私の方は、承知はしてございません。

(市民)

担当が代わっているか、その前、前年だよ。あのね、僕は先ほど冒頭言いましたでしょ。環境部長に法律違反だと。ね、言ってそんなことはない、反撃してきたんですよ。言い訳じゃないんだよ、ね。その当事者がここにきてないわけですよ。人事を代えて。やっぱりね、責任の転嫁だとかモラルっていうこととなれば、やっぱりそれに賛同したね、部課長も一緒になって、市長と一緒にね、申し訳なかったですよと、いうことを市民にね、正々堂々とね、謝罪する、そういう自治体にしていこうじゃないですか。いつまでも隠蔽な、ね。隠蔽体質をやってたって、化けの皮が剥がれますよ。多くの方は知らないけども、市議会傍聴しているとわかるんですよ。ぜひ、大坪市長は。違法だというのは申し訳なかったってこと言われますけども、私もそれを期待します、これからね。しかし、新石自治会のあそこの組織率だってもう下がっているんですよ。その自治会から言われているからって言ってね、新しい施設建てたでしょ。あそこの中も分断されていますよ。市民が、自治会に入っている人、入っていない人。こういうまちにしていいいんですか。それをあなたたちがやったんだよ。だって最初からね。このごみね、3市の共同ごみ処理は反対だっていう意見が多かったでしょうか。そうじゃありませんか。議事録どうなっています。

⇒(副市長)

すいません。3市の問題、3市共同についてのことについては丁寧に説明をさせていただく中で、当時の判断としては、おおむねの理解をいただいたということで進めさせていただいたというふうに記憶をしております。以上でございます。

(市民)

会場ではそうではなかったはずだよ。会場では。説明会場、僕3か所くらい出ました。3か所の説明会では、反対意見が多数だったですよ。だから僕ね、副市長、ちゃんと正直に言ってくださいよ。賛成意見が多数だったんじゃないんですよ。あなたは今ね、答弁の中でね、進める側で話しているんですよ。だからね、賛成が多数だったということで話する、そういう説明するんですよ。議事録確認してみてください。ここだけでね、反対意見がもう圧倒的多数だったんだから。うそついちやダメですよ。

(司会)

## 逐語録

他に、ご意見ある方はいらっしゃいますか。先に初めての方から、したいと思います。

(市民)

ありがとうございます。先ほど私知らなかったんですけど、先ほど追加工事で1億何千万かかったよみたいな話もお聞きしたり、そんなに裁判の中身とか詳しくわからないんですが、裁判で2億5000万払うことを、判決として出たよっていう、そういうことと、日野市議会として、それ、債権放棄っていうことなんですかね。何かその裁判で決定したことと日野市議会で決定したことのその優位性っていうのはどういうことになるのか、ちょっとよくわからない。裁判で決まったことを放棄するっていうことが私の知識の中ではよくわからないっていうことがある。あります。そこが、そうですね、わからないっていうことと、あと裁判でこのような判決が出たっていうことは、すごくやっぱり大きなことだなあとと思います。それで、その前にもう、前副市長さんの公金横領といいますか、あちらの裁判で、その副市長さんの不正のことも、副市長さんはもう有罪判決が出ましたよね。それも重ね合わせて、やはり裁判の判決を重く受け止める、責任を取るっていうことであれば、私は前回の市長選で、なぜ大坪さんがお出になったのかっていうことがそもそもちょっと私にはもう理解できないっていうことです。やはり行政としてうまくいかなかったっていうことは、他の人に代わっていただくっていうことが、一番わかりやすいといえますか、責任を取るっていうのは、私はそういうことなのかなというふうに感じているので、いろいろ市議会とかもそんなにきちんとよく聞いていないし、どういう経緯があったのかっていうのを理解はできていないかなと思うんですが、なぜね、やっぱり、違う方にやっていただくっていうのは、改めて検討会とかっていうこともあれですけどでも、やっぱり一番トップが代わるっていうのが一番わかりやすいかなと思っているんですね。はい、質問というか、なぜそのまま継続していくのだろうという疑問です。

⇒(総務部長)

総務部長の竹村でございます。債権放棄について私の方からご説明させていただきます。まず住民訴訟でございますが、住民訴訟とは、地方公共団体の違法、不当な公金の支出などに対して、住民の方が是正を求めて告発する訴訟でございます。この訴訟において、その支出が違法又は不当だと認められた場合には、その支出を決定したものに對して、その支出を全額賠償せよという形で判決が出ます。今回の支出については、市長が決定しておりますので、市長個人が2億5000万円余の賠償せよと、市が市長個人に請求をせよと、そういう判決が出たところでございます。このような住民訴訟の仕組みについては、行政の決定を行った一個人に対して、通常の一個人では賠償することができないような巨額の賠償金が課されるということが、制度上の問題となっております。そこで、このような場合には、議会の議決などを得て、個人の賠償責任を免責する道が開かれております。今回の場合には、説明資料の17ページご覧いただきたいわけでございますが、17ページ、あくまで今回の契約締結については、日野市クリーンセンターへの廃棄物搬入ルートに沿った住民の方の安全安心の確保と住環境の保全を図るために行ったものであ

逐語録

り、市長個人に不法な利得を図る目的はなく、かつ、現に不法な利益を得ていない。このような理由で、市議会から債権放棄の議決をいただいたところでございます。で、ただし、このような場合でもその個人の公務に係る報酬の一年分相当を限度として責任を求めるということはできるものとされておりまして、本件においても、市長は報酬の1年分相当を返上する責任を取られたところであります。債権放棄についてのご説明は以上でございます。

⇒(市長)

二つ目のご質問といいますかご意見ですけれども、前回の選挙は令和3年の4月ですかね、その後、この問題の判決が出て、その責任を取りかという話になりますから。いろんなご意見あります。当然、私に代われという動きもあると思います。とりあえず現在の任期がありますので、その任期中は私がこの問題についての違法性の解消の筋道をつけたいというふうに思っておりますので。その後は選挙もありますし、市民の皆さんのご選択なると思いますがとりあえずは、現時点ではそういう話になっております。以上です。

(司会)

他に。

(市民)

すいません。2億5000万という額が出るほど、やっぱりすごくあの大事な判決だったんだなっていうのを思っています。それが市長個人でやるとかやらないとかは別としてもそれだけ重く、その都市計画法にあの違反したっていうことについての判決だったんだなと思うので、都市計画法じゃなくてこの違法性を解消するために力を尽くしますということなので、その違法性を解消するにするっていうのはどんなふうに解消していくのかな、っていうのが今ちょっと引っかかるところで、元々その都市計画としての公園用地っていうことだったのにも関わらず、そこに道路を作ってしまった。ましてや、公園利用する人のための道路じゃなくて、あのごみの収集車の通路として作った、これだったら公園の環境を守るとか環境保全については全く違った通路だったと。もう本当に明らか、どうして作っちゃったんだろうっていう感じがするので、そこのあの、そこも本当に反省を含めて、あそこの公園にある道路は本当にまずいねっていうのをちゃんと自覚した上で、次の本当に違うところに作ろうとか、予算も、なんかあの、なんだっけ、環境ちょっと忘れたんですけど、その3市っていうか他の国分寺と小金井から環境整備費、整備費で70億とかもらっているっていう話もちょっと聞いたので、そういったお金をちゃんと活用して、もう違法でないもの、ちゃんと公園の環境を守り、住民の環境を守った中での政策を本当にやってもらいたいなって、あの、思っていますのでよろしくお願い致します。

(司会)

ご要望という形でよろしいでしょうか。

## 逐語録

(市民)

是非ともって感じですよ。道路、そのままでもいいんじゃないかとかいう話もちよっとちらっと聞いたりしたので、それってまずいでしょって。本当に公園であることをあと住民の環境を守るってということで、なんで公園のところに道路作っちゃったんだろうっていうのがあるので、ぜひとも要望ですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

(司会)

他に

(市民)

市長さんにちょっとお願ひが、お願ひに来たんですけど、私は倉沢の増島ですけども、五、六年前からね、いろんな嘆願とか出しているんですけど、なかなかあの人、あの部署の人は全然動いてくれなくて、市長さんに動いていただいて、市長さんもあの家の倉沢ってところあまりご存知ないと思うので、1回でいいから来て、皆さんで話していただいて、もらいたいんですけど。市長はあの、連絡すると市長は、市民と話はしませんっていうので、もう5、6年一点張りなんですよ。だから、すいませんけど1回でいいので、市長さんが来て、私なんかの要望を聞いていただいて、今とてもうちの方でいろんなの、用水だったり道路だったり困っていますので、話をちょっと聞いていただきたいんで私、連絡をいただきたいので、すみません。

⇒(司会)

それは後ほど。すいません。お預かりいただきますので

(司会)

すいません。他にありますか。お時間の方も、

(市民)

市民の岡田と申します。今日の話はいろいろ私も不勉強で少し勉強したいと思ってきたんですけど、今回の問題に関して、日野市以外の国分寺市と小金井市の反応が今回の中に何も無いんですけど、向こうは向こうの方ではそれなりに何か、こういう説明は向こうでやっているのかどうか。その辺、何か情報が全然ないんでちょっと知りたいと思ったんですけど。

⇒(市長)

先ほどの原告団との合意。何ページですかね。16ページの4番で市長はとあります、確定した判決の内容および上記各項の合意に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し理解と協力を求め、市長は、国分寺市小金井市浅川清流環境組合に対し判決および合意内容の原告団とも直接報告する機会を作るとあります。これについては両市の市長に、私と原告団が直接会って、この件、この四つの合意、これに基づくこれが出てきた背景も含めてお願ひをしてまいりま

## 逐語録

した。それに対して真摯に受けとめるというお返事をいただいておりますので、今後それに基づいて、両市とも話をしていきたいと思っております。

(司会)

すみません。お時間ももうだいぶ来ていますので、最後となります。すみません、先ほどからすみませんでした。ずっと手を挙げていただいていたので、よろしくお願ひします。

(市民)

2回目なんですけど、ちょっと言うのを忘れちゃったんですよ。あの判決が出て、ふさわしくないものを北川原公園に作ったんだから、専用路なんていうんだよ、檻みたいなのやつを、即刻、あそこを通行止めにして、公園復帰に向けてやってもらいたい。即ごみ専用路をストップしてもらいたい。だって、公金をです、私達は法律に基づいて税金だとか、否応なく強制的に払わなければ、督促状まで金利までつけて払うようなシステムになっている中で、違法、使ってはならないものを作ったんだから、即刻、あの搬入路を閉鎖してもらいたい。そこに、警備員なんかの支出をしているっていうことは、違法な状態の人の人件費まで出ているっていうことは、市として公がそういうことをやるっていうことは許せないことです。法律違反の上にもたまたまある程度、違法性の解消までノホホンとして、いつまでも使うなんていうのはね、まず、正すべきことを正してもらいたい、違法性を、即刻解消してもらいたい。以上です。

(司会)

ありがとうございました。すみません。ちょっとまたお時間となりましたので、すみません。先ほどのご意見につきましてです、今後検討会を発足させていただきまして、その中で検討させていただきたいなと思っております。すみません、お時間がない中ですね、今回アンケート用紙もお配りをさせていただいております。他にですね、ご質問やご意見ご要望がございましたら、そちらの方を帰り際にご提出いただければと思います。また案内の中でもですね、QRコードをつけさせていただいておりますので、そちらからでも随時ご意見等をお伺いできるようになっておりますので、ご利用いただければと思います。今回8回ほど説明会、その前にも2回ほどやらせていただいておりますが、その中でいただいたご意見についてはですね、今後検討していく検討会の中で、生かしていきたいというふうに思っております。また、その検討結果や結果につきましては、何らかの形でご報告をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。本日は長時間にわたり皆様にご協力をいただきありがとうございました。今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上をもちまして説明会を終了します。ありがとうございました。

した。